

恩給法の改正に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年十二月五日

中平常太郎

参議院議長 佐藤尙武殿

恩給法の改正に関する質問主意書

恩給受給者はその受給額が現在の物価高にスライドしていないので支給の根本精神にも反し生活の窮乏はその極に達している。しかのみならず残存稼働力も現在の企業の合理化失業者の氾濫の状態では到底就職の機会は與えられない。

又戦前の受給者の受給率が特別の考慮を拂はれていないため特に悲惨を極めている。

政府は二十五年度予算に充分是等の経費を計上しているか、なあ戦前の支給率には特別の考慮を拂うよう規準特定の用意あるか。

右質問する。